

1人で困っていませんか？お母さんを応援します

●産後ケア事業

出産後、「自宅に帰っても手伝ってくれる人がいない」、「お産と育児の疲れから体調が良くない」等支援が必要な方に、医療機関に宿泊、または日帰りで滞在し、お母さんの身体ケアや育児サポートが受けられます。

対象者 家族等から十分な家事及び育児の援助を受けられない、産後2か月未満の母親とその乳児で心身の不調、または育児不安等がある方

費用負担 【デイサービス型】1日につき 3,500円

【宿泊型】 1泊あたり 7,000円

※生活保護世帯、当該年度分の市町村民税非課税世帯に属する方は無料です。

指定医療機関 セブンベルクリニック(稲沢市)、貴子ウィメンズクリニック(津島市)



●産前・産後ヘルプ事業

妊娠中、または産後間もないお母さんの育児不安や負担を軽減するために、支援者が自宅を訪問し、家事や育児の援助を行います。

対象者 日中困った時に家族等から支援を受けられず、妊娠・出産による体調不良等で支援が必要な方がいる世帯

費用負担 1時間 700円

※生活保護世帯、当該年度分の市町村民税非課税世帯に属する方は無料です。

※産前・産後ヘルプ事業、産後ケア事業ともに事前に手続きが必要になります。利用に関する詳しいことは保健センターまでお問い合わせください。

※対象者に該当するか、訪問等で確認させていただきます。



問合先 甚目寺保健センター ☎443・0005 FAX443・5461

介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険制度の安定的な運営を図るうえで、保険料の確実な収納は不可欠である観点から、一定期間の保険料を滞納している被保険者に対して、保険給付の制限が設けられています。

保険給付の制限とは

1年以上滞納すると…

介護保険サービスを利用する時に、費用の全額が一旦自己負担になります。市役所に申請後、保険給付分は市から本人に給付されます。(償還払い)

1年6か月以上滞納すると…

保険給付分が差し止められます。また、差し止められた保険給付分は滞納した保険料に充当されます。

2年以上滞納すると…

サービス利用時の利用者負担が、滞納期間に応じて引き上げられます。利用者負担が1割、または2割の方は3割、利用者負担が3割の方は4割になります。また、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

介護が必要になったときに、安心してサービスを利用できるように、保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。特別な事情があり、介護保険料の納付が困難になったときは、まずご相談ください。

問合先 高齢福祉課 ☎444・3141 FAX443・3555